

安全データシート(SDS)
<混合物用(塗料用)>

1. 化学品及び会社情報

製品番号 -216-370 ALES DYNAMIC SEALER MILD HARDNER
製品名 アレスダイナミックシーラー マイルド 硬化剤
毒劇法 該当せず
種類 硬化剤
主な用途 建築内・外装用塗料

会社名 関西ペイント株式会社
住所 〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目13番1号大阪梅田ツインタワーズ・サウス
担当部門 建設塗料本部 建設塗料技術部 第1G TEL NO. 03-3732-8117
担当者 建設塗料技術部 部長 FAX NO.
作成・改訂 2024年07月12日
ホームページアドレス <http://www.kansai.co.jp>
緊急連絡先 建設塗料本部 建設塗料技術部 第1G TEL NO. 03-3732-8111
夜間・休日

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

GHS分類を評価した結果、GHS分類に該当した項目のみ表示しています。
表示の無い項目は、分類できない、区分に該当しないのいずれかに当たります。

引火性液体	区分 3	
急性毒性(吸入：蒸気)	区分 4	
皮膚腐食性／刺激性	区分 2	
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2	
発がん性	区分 1	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2	(神経, 肝臓, 腎臓)
	区分 3	(気道刺激性, 麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1	(呼吸器, 神経)
	区分 2	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 2	
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 2	

【GHSラベル要素】



危険

【危険有害性情報】

- ・燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。
- ・吸入すると急性の有害性がある。
- ・有機溶剤中毒を起こす恐れがある。
- ・皮膚を刺激する恐れがある。
- ・重篤な眼への刺激
- ・発がんのおそれがある。
- ・ばく露により臓器の障害がおこるおそれがある。
- ・長期または反復ばく露による臓器の障害がおこる。
- ・水生生物に毒性がある。
- ・長期的影響により水生生物に毒性がある。

【注意書き】

《予防策》

- ・容器を密閉しておくこと。
- ・熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
- ・規制当局が指定する保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・(静電気に敏感な物質を積みなす場合は)(製品が危険有害な気体を発生させるような揮発性の場合は)容器および受器を接地すること。
- ・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。

- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・ 火花を発生しない工具を使用すること。
- ・ 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレアの吸入を避けること。
- ・ 規制当局が指定する保護手袋を着用すること。
- ・ 取扱い後はよく洗うこと。
- ・ 大火災および大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。
- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 必要に応じて個人用保護具を使用すること。
- ・ この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレアを吸入しないこと。
- ・ （必要な時以外は）環境への放出を避けること。

《応急措置》

- ・ （水がリスクを増大させる場合）火災の場合には、消火に規制当局が指定する適当な手段を使用すること。
- ・ 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・ 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
- ・ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・ 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 特別処置が緊急に必要である。
- ・ 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 取り扱った後、手を洗うこと。
- ・ ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。
- ・ ばく露した場合：医師に連絡すること
- ・ 気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。
- ・ 漏出物を回収すること。

《保管》

- ・ 涼しい所／換気の良い場所で保管すること。
- ・ 施錠して保管すること。

《廃棄》

- ・ 内容物／容器を行政の規則に従って廃棄すること。

3. 組成、成分情報

成分及び含有量（危険有害物質を対象）

No.	成分名	CAS No.	含有量 Wt%	P R T R 対象	安衛法NO-備考
1)	石油ナフサ G	64742-95-6	37		330
2)	キシレン	1330-20-7	0.24		136
3)	クメン	98-82-8	1.6	1 種	138
4)	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	108-67-8	7.3	1 種	404
5)	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	95-63-6	30	1 種	404
6)	1, 2, 3-トリメチルベンゼン	526-73-8	4.9	1 種	404
(元素名)					
該当元素を含まず					

P R T R 対象の詳細は15適用法令を参照

* 元素名と成分名の欄に同一 P R T R 物質番号がある場合の P R T R 計算は、元素名の含有量を用いて下さい。

注) トリメチルベンゼンは各異性体が各々1%未満含有し、それらの合計が1%以上となる場合は15項のみその情報を表示する。

4. 応急措置

- 吸入した場合
- ・ 蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所

- ・可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
- ・指定の消火器もしくは消火設備を使用する。
- ・高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。

50P

4) 1, 3, 5-トリメチルベンゼン	25P
5) 1, 2, 4-トリメチルベンゼン	25P
6) 1, 2, 3-トリメチルベンゼン	25P

略記号： P：ppm M：mg/m3 ACGIH：米国産業衛生専門家会議の定める恕限度

設備対策	・取扱い設備は防爆型を使用する。 ・排気装置を付け蒸気が滞留しないようにする。 ・液体の輸送・汲取り・攪拌等の装置は接地する。 ・取扱い場所の近くに高温・発火源となるものが置けない設備にする。 ・屋内塗装の場合、自動塗装機を使用する等、作業者が直接ばく露されない設備にするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるようにする。 ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合、底部まで十分に換気できる装置を付ける。 ・長時間取り扱う場合、給排気が十分にとればく露を受けない設備にする。
呼吸系の保護具	・有機ガス用防毒マスクを着用する。 ・密閉された場所では送気マスクを着用する。
手の保護具	・有機溶剤または化学製品が浸透しない材質の手袋を着用する。
目の保護具	・保護メガネを着用する。
皮膚および身体の保護具	・取り扱う場合には、皮膚を直接曝さないような衣類を付けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。
経皮吸収	クメン
その他	

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

状態(20℃)：液体 色：淡黄色透明
臭い：アミン臭
融点／凝固点：情報なし 沸点： 160℃～ 169℃
可燃性：情報なし 爆発限界（下限） 0.5%（上限） 8.0%
引火点 46.0℃（消防法の試験方法による） 自然発火点： 450℃ 分解温度：情報なし
pH： 該当せず 動粘性率40℃： 20.5mm²/s 超 溶解度：情報なし
n-オクタノール／水分配係数(log値)： 情報なし 蒸気圧： 2600/Pa（20℃）
密度及び／又は相対密度： 0.87g/cm³
相対ガス密度： 情報なし 粒子特性：情報なし
その他のデータ：情報無し

燃焼速度：0.0の場合、製品は燃焼継続性なし

10. 安定性及び反応性

安定性

条件（温度・光等）	・標準的な条件では反応しない。
避けるべき条件	・情報を有していない
混触危険物質	・酸化剤との接触で発熱する。
危険有害な分解生成物	・情報を有していない
その他の危険性情報	・大量に燃焼すると爆発の危険性がある。 ・この製品を含んだ布・紙・ハケ・ローラー・ダストなどを堆積したり丸めたまま放置しないこと。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

キシレン 区分に該当しない (3500mg/kg)
クメン 区分に該当しない (2700mg/kg)
1, 3, 5-トリメチルベンゼン 区分に該当しない (5000mg/kg)
1, 2, 4-トリメチルベンゼン 区分に該当しない (3280mg/kg)

経皮

キシレン 区分4 (1700mg/kg)
クメン 区分に該当しない (10600mg/kg)

吸入：気体

キシレン 区分に該当しない (10600mg/kg)
クメン 区分に該当しない (10600mg/kg)
1, 3, 5-トリメチルベンゼン 区分に該当しない (10600mg/kg)
1, 2, 4-トリメチルベンゼン 区分に該当しない (10600mg/kg)
1, 2, 3-トリメチルベンゼン 区分に該当しない (10600mg/kg)

急性毒性

吸入：蒸気

キシレン 区分4 (6350ppm)

クメン 区分4 (2645ppm)

吸入：粉塵及びミスト

クメン 区分に該当しない (39.3mg/L)

1, 3, 5-トリメチルベンゼン 区分に該当しない (24mg/L)

1, 2, 4-トリメチルベンゼン 区分に該当しない (18mg/L)

皮膚腐食性／刺激性

キシレン 区分2

クメン 区分に該当しない

1, 3, 5-トリメチルベンゼン 区分2

1, 2, 4-トリメチルベンゼン 区分2

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

キシレン 区分2

クメン 区分2 B

1, 3, 5-トリメチルベンゼン 区分2 B

1, 2, 4-トリメチルベンゼン 区分2

呼吸器感作性

・情報を有していない

皮膚感作性

クメン 区分に該当しない

生殖細胞変異原性

クメン 区分に該当しない

1, 3, 5-トリメチルベンゼン 区分に該当しない

1, 2, 4-トリメチルベンゼン 区分に該当しない

発がん性

クメン 区分1 B

生殖毒性

キシレン 区分1 B

生殖毒性（授乳用）

・情報を有していない

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

キシレン 区分1（呼吸器，神経，肝臓，腎臓）

キシレン 区分3（麻酔作用）

クメン 区分1（神経，肝臓，腎臓）

クメン 区分3（気道刺激性，麻酔作用）

1, 3, 5-トリメチルベンゼン 区分3（気道刺激性，麻酔作用）

1, 2, 4-トリメチルベンゼン 区分3（気道刺激性，麻酔作用）

1, 2, 3-トリメチルベンゼン 区分3（気道刺激性，麻酔作用）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

キシレン 区分1（呼吸器，神経）

クメン 区分2（呼吸器）

1, 3, 5-トリメチルベンゼン 区分1（呼吸器，神経）

1, 2, 4-トリメチルベンゼン 区分1（呼吸器，神経）

誤えん有害性

キシレン 区分1

クメン 区分1

1, 3, 5-トリメチルベンゼン 区分1

1, 2, 4-トリメチルベンゼン 区分1

その他の有害性情報

・皮膚に付着するとかぶれや炎症を起こす恐れがある。

1 2. 環境影響情報

・漏洩、廃棄の際、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

生態毒性

残留性・分解性

生体蓄積性

土壌中の移動性

オゾン層への有害性

水生環境有害性

・情報を有していない

・情報を有していない

・情報を有していない

・情報を有していない

・情報を有していない

・情報を有していない

キシレン

区分2（慢性）

LC50（甲殻類）mg/L;	7.400
LC50（魚類）mg/L;	3.300
急速分解性;無	
クメン	
区分2（慢性）	
LC50（甲殻類）mg/L;	1.200
LC50（魚類）mg/L;	2.700
NOEC（藻類）mg/L;	0.220
NOEC（甲殻類）mg/L;	0.350
急速分解性;無	
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	
区分2（慢性）	
LC50（甲殻類）mg/L;	6.000
LC50（魚類）mg/L;	12.500
NOEC（甲殻類）mg/L;	0.400
急速分解性;無	
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	
区分2（慢性）	
LC50（甲殻類）mg/L;	6.140
LC50（魚類）mg/L;	7.720
急速分解性;無	
1, 2, 3-トリメチルベンゼン	
区分2（慢性）	
LC50（甲殻類）mg/L;	2.700
NOEC（藻類）mg/L;	0.380
急速分解性;無	

1 3. 廃棄上の注意 残余廃棄物

汚染容器および包装

- ・塗料・容器等の廃棄物は、許可を受けた産廃物処理業者と契約して処理する。
- ・容器・機器装置等を洗浄した排水等は地面や排水溝へそのまま流さない。
- ・排水処理・焼却等により発生した廃棄物についても”廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及び関係する法規に従って処理するか業者に委託する。
- ・廃塗料等を焼却する場合、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ処理する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
- ・特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- ・環境に配慮し、空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

1 4. 輸送上の注意 共通

国内規制

陸上輸送

海上輸送

航空輸送

その他

国際規制

国連番号

国連輸送名

国連分類

容器等級

海洋汚染物質

- ・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、崩れ防止を確実にすること。
 - ・消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合、それぞれの該当法律に定められた運送方法に従う。
 - ・荷送り人は運送者に運搬注意書（イエローカード等）を交付する。
 - ・船舶安全法に定めるところに従うこと。
 - ・航空法に定めるところに従うこと。
- | | |
|--------|------------|
| 国連番号 | 1263 |
| 国連輸送名 | 塗料及び塗料関連材料 |
| 国連分類 | 3 |
| 容器等級 | III |
| 海洋汚染物質 | 該当 |

1 5. 主な適用法令

消防法：危険物第4類引火性液体第2石油類

化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律：優先評価化学物質

(7 / 7)